

事業契約書(案) 新旧対照表

No	契約書	契約約款	別紙	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
1	○			34	10		71	4	(2)	イ	市による契約の終了	<p>イ 市は、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価に相当する金額のうち、この契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む事業者へ未払の金額相当額を支払い、本施設をそのまま所有すること。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払に関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。また、市は、この契約の解除までに事業者が実施した本施設の維持管理及び運営業務のサービスの対価のうち未払の金額相当額を第63条に定められた方法により支払うものとする。</p>	<p>イ 市は、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価に相当する金額のうち、この契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む事業者へ未払の金額相当額に消費税等相当額を加えた額を支払い、本施設をそのまま所有すること。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払に関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。また、市は、この契約の解除までに事業者が実施した本施設の維持管理及び運営業務のサービスの対価のうち未払の金額相当額を第63条に定められた方法により支払うものとする。</p>